

報告第20号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月1日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
20号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年７月１５日

守谷市長 松丸修久



１ 和解の相手方

住所 ○○○○○

氏名 ○○○○○

２ 和解の内容

（１）事故発生日時

令和７年６月２日 午前１１時３０分頃

（２）事故発生場所

守谷市内

（３）事故の概要

大井沢小学校用務員が除草作業していた際、地面の小石を飛ばして、校内駐車場に駐車していた相手方所有の自動車、後部左側窓ガラスを破損させてしまった。

（４）損害賠償額

２６８，５１０円

報告	頁数
２０号	２